

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成二十六年条例第二十五号）

新旧対照表

改正案	現行
第三章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第一節 利用定員に関する基準 第三十七条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては一人以上五人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十七条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>以下同じ。</u>）及び小規模保育事業B型（同条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>以下同じ。</u>）にあつては六人以上十九人以下とし、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第三条において同じ。）にあつては六人以上十人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては一人とする。 第二項から第四十一条まで（略） （特定教育・保育施設等との連携） 第四十二条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項<u>から第七項まで</u>において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。	第三章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第一節 利用定員に関する基準 第三十七条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては一人以上五人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十七条に規定する小規模保育事業A型をいう<u> </u>。）及び小規模保育事業B型（同条に規定する小規模保育事業B型をいう<u> </u>。）にあつては六人以上十九人以下とし、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第三条において同じ。）にあつては六人以上十人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては一人とする。 第二項から第四十一条まで（略） （特定教育・保育施設等との連携） 第四十二条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項<u>及び次項</u>において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。<u>ただし、連携施設の確保が著しく困難であると区長</u>

ア 特定地域型保育事業者と保育内容
支援連携協力者との間でそれぞれの
役割の分担及び責任の所在が明確化
されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の
業務の遂行に支障が生じないように
するための措置が講じられているこ
と。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者と
は、小規模保育事業A型若しくは小規模
保育事業B型又は事業所内保育事業を行
う者（第五項において「小規模保育事業
A型事業者等」という。）であって、第
一項第一号に掲げる事項に係る連携協力
を行うものをいう。

4 区長は、特定地域型保育事業者による
代替保育の提供に係る連携施設の確保が
著しく困難であると認める場合であつ
て、次の各号に掲げる要件のいずれかを
満たすときは、第一項第二号の規定を適
用しないこととすることができる。

一 特定地域型保育事業者が代替保育連
携協力者を適切に確保した場合には、
次のア及びイに掲げる要件を満たすと
区長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育
連携協力者との間でそれぞれの役割
の分担及び責任の所在が明確化され
ていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務
の遂行に支障が生じないようにする
ための措置が講じられていること。

二 区長が特定地域型保育事業者による
代替保育連携協力者の確保の促進のた
めに必要な措置を講じてもなお当該代
替保育連携協力者の確保が著しく困難
であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、
第一項第二号に掲げる事項に係る連携協
力を行う者であって、次の各号に掲げる
場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に

定めるものをいう。

- 一 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等
- 二 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区長が認める者

6 区長は、次のいずれかに該当するときは、第一項第三号の規定を適用しないこととすることができる。

- 一 区長が、児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- 二 特定地域型保育事業者による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（第二号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であって、区長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

2 区長は、児童福祉法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは、前項第三号の規定を適用しないこととすることができる。

一 法第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものに限る。）

二 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務又は同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

8 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第三十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第一項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の区長の指定する施設_____を適切に確保しなければならない。

9 事業所内保育事業（第三十七条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のものに限る。）を行う者については、第一項_____の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

10 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満三歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑

3 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第三十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては_____、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の区長の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると区長が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

4 事業所内保育事業を行う者であって、第三十七条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のものについては、第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

5 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満三歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な

な接続に資するよう、満三歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

付 則

(連携施設に関する経過措置)

第四条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区長が認める場合は、第四十二条第一項____の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して十五年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

接続に資するよう、満三歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

付 則

(連携施設に関する経過措置)

第四条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区長が認める場合は、第四十二条第一項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して十年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。